

議案第 3 号

非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例

令和 4 年 3 月 2 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

令和3年4月13日付け消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の発出を踏まえ、消防団員の処遇を適切に改善することにより消防団員の確保と団員の士気向上につなげるにあたり、非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものです。

非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例

非常勤特別職職員報酬等条例（昭和 60 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。
別表備考を次のように改める。

備考

- 1 消防団員が災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）、警戒、訓練等の職務に従事したときは、この表に定める報酬のほか、次の各号に掲げる職務に応じ、当該各号に定める額を出動報酬として支給する。この場合において、出動報酬は、12 月及び 4 月にそれぞれの前月までの額の合計額を支給する。
 - （1） 災害に関する出動 1 回につき 4,000 円（1 回当たりの従事時間が 4 時間を超えた場合は、8,000 円）
 - （2） 団長の命による警戒又は訓練に関する出動 1 日につき 3,500 円
 - （3） 前 2 号以外の出動 1 日につき 2,500 円
- 2 選挙長及び開票管理者が複数の選挙の開票事務を同時に管理する場合について、当該選挙長及び開票管理者は、1 選挙の開票事務を管理したものとみなす。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

非常勤特別職職員報酬等条例（昭和60年条例第10号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>別表（第2条関係） （表略） 備考</p> <p><u>1 消防団員が災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>、警戒、訓練等の職務に従事したときは、この表に定める報酬のほか、次の各号に掲げる職務に応じ、当該各号に定める額を出動報酬として支給する。この場合において、出動報酬は、12月及び4月にそれぞれの前月までの額の合計額を支給する。</p> <p><u>（1） 災害に関する出動 1回につき4,000円（1回当たりの</u> <u>従事時間が4時間を超えた場合は、8,000円）</u></p> <p><u>（2） 団長の命による警戒又は訓練に関する出動 1日につき</u> <u>3,500円</u></p> <p><u>（3） 前2号以外の出動 1日につき2,500円</u></p> <p><u>2 選挙長及び開票管理者が複数の選挙の開票事務を同時に管</u> <u>理する場合について、当該選挙長及び開票管理者は、1選挙の</u> <u>開票事務を管理したものとみなす。</u></p>	<p>別表（第2条関係） （表略） 備考</p> <p><u>1 消防団員が水火災、警戒又は訓練のため出動した場合は、第</u> <u>3条第2項の規定にかかわらず、1回につき2,000円を費用弁</u> <u>償として支給する。</u></p> <p><u>2 消防団員で機関員として任命された者に限り、第3条第2項</u> <u>の規定にかかわらず月額1,500円を費用弁償として支給する。</u></p> <p><u>3 消防団員が火災予防等の啓蒙のため出動した場合は、第3条</u> <u>第2項の規定にかかわらず、1回につき1,000円を費用弁償と</u> <u>して支給する。</u></p> <p><u>4 選挙長及び開票管理者が複数の選挙の開票事務を同時に管</u> <u>理する場合について、当該選挙長及び開票管理者は、1選挙の</u> <u>開票事務を管理したものとみなす。</u></p>